

鳥取縣公報

條例

○鳥取縣條例第六十七号

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣賦課徵收條例中改正條例

第四十條中「五円」を「十円」に改める。

第五十三條に次の一項を加える。

前項により計算したる延滞金の金額に一円未満の端数があるときはその端数はこれを切り捨てる。

別表自動車税の項中「自動車取得價格の百分の十」を「家用乗用自動車その他の自動車取得價格の百分の十」に改める。

昭和二十三年十一月二十二日
第九百六十三号

金 塚 三 郎

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

○鳥取縣條例第六十八号

昭和二十三年三月鳥取縣條例第十二号稅務特別手当支給條例を次のように改める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

稅務特別手当支給條例改正條例

縣稅事務に従事する縣吏員、囑託員及び雇員（以下職員という）が出張して縣稅の調査、検査若しくは滞納処分事務又はその補助事務に従事しその事務に従事した時間が一日につき五時間を超えた場合には当該職員に対し一日につき当該職員の受ける俸給月額又は給料月額の二十五分の一に左に掲げる割合を乗じて計算した金額を稅務

特別手当として支給することができる。

一 縣稅の調査若しくは検査事務又はその補助事務に従事した場合には四割

二 縣稅の滯納処分事務又はその補助事務に従事する場合には五割

前項の場合においてその事務の執行に当り当該職員生命又は身体に著しい危険を及ぼす虞があると認められるときは一日につき五十円を前項の規定により計算した金額を加算することができる。

前二項の稅務特別手当の支給について必要な事項は知事がこれを定める。

附則

この條例は昭和二十三年六月一日からこれを適用する。

◇鳥取縣條例第六十九号

昭和二十三年九月鳥取縣條例第六十号鳥取縣庭園稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣庭園稅賦課徵收條例中改正條例

第九條中「十一月二十日より同月三十日まで」の下に「但し鳥取市及び米子市分十一月二十日より同月二十八日まで」を加える。

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣條例第七十号

昭和二十三年七月鳥取縣條例第四十四号鳥取縣入場稅酒消費稅及び遊興飲食稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣入場稅酒消費稅及び遊興飲食稅賦課徵收條例中改正條例

第四條の二 入場稅、酒消費稅及び遊興飲食稅の徵收については國庫出納金端數計算法の規定にかかわらず十錢未滿の端數のあるときは、その端數はこれを切り捨てる。

第八條に次の但書を加える。

但し前條第一項但書の場合は拂込書(逕取縣稅賦課徵收條例別記第七号様式)によりその都度縣金庫に拂込まなければならぬ。

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣條例第七十一号

昭和二十三年三月鳥取縣條例第十五号鳥取縣旅費支給條例の一部を次のように改め昭和二十三年十一月一日から適用する。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一号表中普通旅費額(車馬賃、日当、宿泊料、食卓料)を次のように改める。

区	分	車馬賃	日当	宿泊料	一夜につき	食卓料	一夜につき
		一軒につき	一日につき	甲地方	乙地方	一日につき	一夜につき

一級吏員及びこの條例によつて相当額を受ける者
二級吏員同
三級吏員同
雇員及びこれに準ずる者
傭人同

内國旅費規則に定めた額	

第二号表 土木出張所、河川改良事務所、港灣修築事務所、農業水利改良事業出張所、開拓關係事務所及び地方滞在林業技術員月額旅費額を次のように改める

所	長	月 額
	二級吏員及び三級吏員	一、五〇〇円
	河川管理員を命ぜられた三級吏員	一、二〇〇
	雇、土木雇、耕地雇及林業助手	一、〇〇〇

◇鳥取縣條例第七十二号

教育長の給与條例を次のように定める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00330

教育長給与條例

第一條 教育長にはこの條例の定めるところにより給料及び旅費を支給する。

第二條 教育長の給料は月額壹万参千円以内とする。

第三條 給料の支給方法については實吏俸給令を準用する。

第四條 旅費は一級官吏に支給する額に四割を加算した額とし支給方法は鳥取縣旅費支給條例を準用する。

附則

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

鳥取縣條例第七十三号

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十八号縣會議員等給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣會議員等給与條例中改正條例

第六條中「旅費支給規則」を「旅費支給條例」に改める。
別表(一)中「監査委員年額六、〇〇〇円」を「監査委員月額一、〇〇〇円」に改める。

員月額一、〇〇〇円」に改める。

別表(一)中「一月」を「三月」に「四〇円」を「二二〇円」に「三〇〇円」を「六〇〇円」に「一五〇円」を「四八〇円」に改める。

附則

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

鳥取縣條例第七十四号

昭和二十三年二月鳥取縣條例第六号公安委員給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公安委員給与條例中改正條例

第四條中「旅費支給規則」を「旅費支給條例」に改める。
別表中「一月」を「三月」に「四〇円」を「二二〇円」に「三〇〇円」を「六〇〇円」に「一五〇円」を「四八〇円」に改める。

附則

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

00331

鳥取縣條例第七十五号

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十七号公聴会参加者等の費用弁償條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公聴会参加者等の費用弁償條例中改正條例

第三條中「旅費支給規則」を「旅費支給條例」に改める。
別表中「一月」を「三月」に「四〇円」を「二二〇円」に「二五〇円」を「四八〇円」に改める。

附則

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

鳥取縣條例第七十六号

教育委員給与條例を次のように定める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育委員給与條例

第一條 教育委員にはこの條例の定めるところにより報酬及び旅費を支給する。

第一條 報酬は月額四千円とする。但し議會から選任された委員には月額壹千円とする。

第三條 教育委員が縣内を旅行するときは一委員に付月額貳千円を支給する。

附則

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

鳥取縣條例第七十四号

昭和二十三年二月鳥取縣條例第六号公安委員給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公安委員給与條例中改正條例

第四條中「旅費支給規則」を「旅費支給條例」に改める。
別表中「一月」を「三月」に「四〇円」を「二二〇円」に「三〇〇円」を「六〇〇円」に「一五〇円」を「四八〇円」に改める。

附則

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

第四條 教育委員が職務のため縣外に旅行するとき又は委員会の招集に應じたときは別表に定める旅費(鉄道賃、船賃を除く)に六割を加算した額を支給する。

第五條 教育委員が會議のため招集に應じ滞在する場合には滞在中その日数に應じ滞在費を支給する。

第六條 本條例に定めるもの外報酬の支給に関しては官吏俸給令を旅費の支給に関しては、鳥取縣旅費支給條例を準用する。

附則

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

00332

別表

区分	金額
鐵道賃	二等賃金
船賃	上級賃金
車馬賃	一杆につき 三四
日当	一二〇円
宿泊料	甲地方 六〇〇円 乙地方 四八〇円
食卓料	一二〇円

鳥取縣條例第七十七号

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十九号知事、副知事等給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西尾 愛治

知事、副知事等給与條例中改正條例

第五條中「旅費規則」を「旅費支給條例」に「一級官吏」を「二級官吏」に「二級官吏」を「三級官吏」に改める。

附則
この條例は公布の日からこれを施行する。

告示

鳥取縣告示第五百八十三号

氣高、日野、東伯地方事務所管内において縣稅檢査並びに縣稅滯納者財産差押証票を次のようは返納並びに交付した

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西尾 愛治

区分	番号	返納年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢査	九六	昭和二十三年十一月十五日交付	鳥取縣事務所	事務吏員	原田 幸則
同	四二	同	同	同	三好 義治
同	九七	同	同	同	浦部 義郎
同	四二	同	同	同	山田 芳美
同	四二	同	同	同	原田 幸則
縣稅滯納者財産差押証票	九六	同	同	同	氣高同

00333

同	四三	同	日野同	同	三好 義治
同	九七	同	同	同	浦部 義郎
同	四三	同	同	同	山田 芳美
縣稅檢査	一六二	同	東伯郡淺津村役場	書記	中條 義松
同	一六三	同	宇野村同	助役	坂本治四郎
同	一六四	同	花見村同	書記	村崎時太郎
同	一六五	同	三朝村同	同	松原 豊
同	一六六	同	小鴨村同	同	石橋 博
同	一六七	同	上山村同	同	澤田 宗定
同	一六八	同	矢送村同	同	本田 薫
同	一六九	同	旭村同	書記補	中田 誠
同	八二	同	宇野村同	收入役	坂本喜代治
同	一一五	同	小鴨村同	書記	河西 武喜
同	一四七	同	灘手村同	同	井勢 邦雄

鳥取縣告示第五百八十四号

東伯地方事務所管内において縣稅檢査章紛失のため次のものを無効とした。

区分	番号	無効年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢査	九八	昭和二十年八月十五日	東伯郡淺津村役場	書記	松本正義
同	八四	同	同	同	花見村同 牧田清一
同	八七	同	同	同	三朝村同 松原 豊
同	一一三	同	同	同	高城村同 松本正義
同	一〇八	同	同	同	上北條村同 佐々木正年
同	五一	同	同	同	上郷村同 佐山孝之
同	一一一	同	同	同	上山村同 奥田正信
同	八九	同	同	同	矢送村同 村岡政明

鳥取縣告示第五百八十五号

昭和二十三年八月鳥取縣告示第三百七十三号(學校用黑板の販売價格の統制額指定の件)中五の次に六の項を加え次のように改める。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西尾 愛治

六 この統制額はスレート黒色三回塗以上の研出のもの
であつて右以外のものについて、鳥取県価格査定委員
会が一の統制額の範囲内で査定した場合はその価格を
もつてこのものの統制額とする。

◇鳥取県告示第百八十六號
木材業者及び製材業者登録規則第四條の規定に基き次の
ように登録をした。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

住 所	氏 名	材種	登録番号	登録年月日	営業所工場の位置
日野郡江尾町江尾一八四三	石産金屬工業株式会社 江尾出張所	製材業	鳥取縣受林 第三四六〇号	昭和二十 三年十一 月十日	住所に同じ
同米澤村貝田四九一ノ一	森田薫秋	同	同三四六九号	同	米澤村貝田東屋敷四八九
氣高郡末恒村内海六五	有限会社松本組	木材業	同三四九九号	同	末恒村内海小四道一
東伯郡長瀬村長瀬一三二九	横山春吉	同	同三五〇〇号	同	住所に同じ
氣高郡湖山村一二五八	山陰工業株式会社鳥取工場	製材業	同三五〇一號	同	同
同	同	一般製材 一貫作業	同三五〇二号	同	同
八頭郡國英村釜口六〇	佐土愛吉	木材業	同三五〇三号	同	同
同八上村天神原二三五	倉信義治	製材業	同三五〇四号	同	同
鳥取市吉方八〇八	鳥取縣森林組合聯合会	一般製材 一貫作業	同三五〇五号	同	鳥取市東品治町二ノ二

氣高郡東郷村中三八四	橋崎徳藏	同	同三五〇六号	同	氣高郡東郷村中二ノ一
西伯郡大幡村立岩一四三ノ二	中會善重	同	同三五〇七号	同	幡郷村小町屋敷五一六
氣高郡青谷町 青谷三〇九九	濱野武男	同	同三五〇八号	同	住所に同じ
同	同	一般製材 一貫作業	同三五〇九号	同	同
八頭郡智頭町 智頭一七九四	大建木材工業株式会社 智頭出張所	木材業	同三七三七号	同	同
同	株式会社酒本材木店	同	同三七三八号	同	同
同	同	製材業	同三七三九号	同	八頭郡智頭町智頭一五三七 一五三八
同	同	一般製材	同三七三九号	同	同
氣高郡末恒村内海六五	有限会社松本組	同	同三七四〇号	同	氣高郡末恒村内海小四道一
日野郡黒坂町久住八一八	吉原廣雄	木材業	同三七五八号	同	住所に同じ
同	同	製材業	同三七六〇号	同	同
同	同	一般製材	同三七六〇号	同	同
鳥取市東品治町二ノ九	木下信市	木材業	同三九一三号	同	同

◇鳥取県告示第百八十七號
市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

建築主の住所氏名	米子市道築町一丁目三四
鹿 津 源 藏	一、建築物の位置
一、同	米子市明治町四三ノ一
一、同	用途 店舗併用住宅
一、同	構造 木造 粉葺 平屋建 二棟

同 規模 建築面積 五五、四平方米
 突出する部分 同
 一、許可条件
 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第五百八十八号
 市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。
 昭和二十三年十一月二十二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市東倉吉町二八白石一丁目 佐 竹 俊 夫
 一、建築物の位置 米子市東倉吉町二八番地
 一、同 用途 住宅
 一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
 一、同 規模 建築面積 一六、二三平方米
 突出する部分 一六、二三平方米
 一、許可条件
 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第五百八十九号
 市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。
 昭和二十三年十一月二十二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 東伯郡北谷村大字福本 (福島千代松方) 福 島 力 雄
 一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字大正町 一〇七五ノ六 一〇七六ノ八 一〇七六ノ一〇
 一、同 用途 店舗併用住宅
 一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
 一、同 規模 建築面積 四一、一九平方米
 突出する部分 一一、八一平方米
 一、許可条件
 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第五百九十号
 昭和二十三年十一月一日から鳥取縣教育委員會事務局の左記支所を鳥取縣會計規則第二條の規定による解に指定する。
 昭和二十三年十一月二十二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣教育委員會事務局岩美支所 八頭支所
 同 氣高支所
 同 東伯支所
 同 西伯支所
 同 日野支所

00338

鳥取縣告示第五百九十一号

昭和二十三年度兒童福祉施設保母試験を次のように施行する。

昭和二十三年十一月二十二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、受験資格

- 1 受験資格は次の通りである。
- 1 旧中等学校令による中等学校を卒業した者。
- 又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者。
- 2 兒童福祉施設において三年以上兒童の保護に従事した者。
- 3 厚生大臣において適當な資格を有すると認定した者(本年七、八月鳥取縣主催をもつて開催した第二期保母講習會を受けた者も含む)

二、試験科目

- 1 社会事業一般
- 2 兒童心理学

- 3 保健衛生学及び生理学
- 4 看護学及び実習
- 5 栄養学及び実習
- 6 保育理論
- 7 保育実習

1 受験申請書の交付
自昭和二十三年十二月一日
至同 年十二月末日

2 試験期日
昭和二十四年一月十五、十六日(二日間)

3 試験時間表

期日	時間	科目
一月十五日	午前九時 十分から	社会事業一般
	午後九時 十分から	兒童心理学
一月十六日	午前九時 十分から	保健衛生学及び生理学
	午後十二時 十分から	看護学

00339

- 4 試験場 鳥取市東町鳥取師範学校
- 5 試験結果の発表 昭和二十四年一月末日
- 四、出願手續

出願の手續きは次の通りである。

- 1 受験希望者は次の書類を鳥取縣民生部兒童課内保母試験係宛に提出する。
- イ 受験申請書(別記様式一)
- ロ 履歴書(同二)
- ハ 戸籍抄本
- ニ 受験資格の各号の一に該当することに証明する書面
- ホ 寫眞(手札型上半身、裏面に寫した年月日及び氏名を自署すること)
- ヘ 受験金 百円

2 受験者は縣から受験票の交付をうけ試験当日携行するものとする。

様式一

受験申請書

この度縣において施行される保母試験を受けたので別紙履歴書 戸籍抄本、受験資格の各号の一に該当することを証明する書面、寫眞、身体検査及び手数料百円を添え申請致します。

昭和 年 月 日
本籍地 住所

氏 名 印

鳥取縣知事西尾愛治殿
(註) 受験手数料は兒童課に直接持参又は小爲替にて郵送のこと

様式二

履 歴 書

本籍地 現住所

世帯主との續柄

氏 名 生 年 月 日

00340

右の通り相違ありません
年 月 日

(註) 氏名にはふりがなを附すること
五、備考
その他不明の点があれば返信料同封の上「鳥取郵便局
内東町鳥取縣児童課内保母試験係宛」問合せのこと。

鳥取縣告示第五百九十二号

鑛工業用、農林漁業用にたいする第三、四半期分の木炭
(瓦斯用木炭を除く)又は薪の配給割当をした者の住所
及び氏名並びに割当数量を次のように公表する。
昭和二十三年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住 所	氏 名	割 当 量
一、鑛工業用		

鳥取市東品治町	大和電氣工業株式 会社 近藤 信治	三六〇	石
同北品治町	鳥取市豆腐組合興村幸治	一	三六〇
同東品治町	鳥取縣精麥製粉工業協 同組合 中島長太郎	一二〇	一
同吉方、鳥取糧産株式会社鳥取工場		一八〇	一
同東品治町	日の丸印刷株式会社 眞島 信茂	四八〇	一
同吉方	村上 友幸	二八五	一
同栗谷町	縣管印刷所 代表者西尾傳重	二八五	一
同立川一丁目	紙野 久雄	九〇	一
同上魚町	小田 盛雄	二八五	一
同元大工町	菅生 岩一	一九五	一
同上魚町	矢谷 鉄市	二八五	一
同梶川町	馬場 輝躬	四八〇	一
同	馬場フクエ	二八五	一
同敷片原町	尙文館印刷所 谷岡潔	一九五	三
同二階町二丁目	馬場徳太郎	九〇	一
同本町四丁目	西尾 光儀	九〇	三

00341

同二階町三丁目	上村 清次	一九五	一
同片原町二丁目	高木 文治	四八〇	一
同西町	田中 貴右	二八五	一
同吉方	前田芳次郎	二八五	一
同今町二丁目	吉谷機械製作所 吉谷忠左右衛門	三六〇	二、四
同瓦町	日本電話設備株式会社 中國支店鳥取営業所	二八五	一
同東品治町	福島 四郎	一、六八〇	一
同立川五丁目	稻平 三藏	一三五	一
同本町二丁目	笠本 周治	二四〇	一
同行徳	小田 在一	一九五	一
同吉方	藤田密太郎	九〇	五、五
同川端四丁目	鳥取縣製藥株式会社	三三〇	四
同行徳	多賀 明共	六四五	一
同西町	鳥取市國民健康保險組合	一、一九八	一
同川端四丁目	平井 甚市	一五〇	一、二
同立川一丁目	前田 輝夫	三〇	一
同川端四丁目	幾代 清壽	一〇五	一〇〇
同立川四丁目	浜崎 金清	一五〇	一
同今町一丁目	石油配給公園岡田松次	四八〇	一
米子市立町三丁目	葛谷 旭子	一、〇〇五	一
同錦町三丁目	小林鑄工所小林てる	一、一六〇	一
同東町	日の丸自動車株式会社 米子支社 檀原茂雄	一九〇	一
同博勞町二丁目	成谷 信一	七二〇	五、四
同久米町	合名会社稲田本店	一、一〇	四、四
同紺屋町	榎木 忠造	一〇五	一、五
同尾高町	合名会社米子今井書店 今井 兼文	二七〇	三、六
同博勞町二丁目	日置大喜雄	一〇五	一、五
同朝日町	山田印刷所山田久雄	一〇五	一、五
同桃町一丁目	田村印刷所田村淳一	一〇五	一、五
同加茂町二丁目	雜賀 英男	一〇五	一、五
同道笑町三丁目	松本印刷所松本清人	一〇五	一、五
同塩町	昭和印刷所 友定源吉	六〇	〇、六
同車馬	米川工業所 岩田九一	五二五	二
同天神町二丁目	意島 梅吉	一六五	二〇

同博勞町一丁目	谷川物産商會	一、二〇〇	同若櫻町	吉木 虎夫	一、二〇〇
同道笑町四丁目	梶野清二郎	一、八〇〇	同下私都村	三島 義夫	七二〇
同統町二丁目	柳澤愛之助	一八〇	同用ヶ瀬町	梶川 虎治	一〇五
同博勞町二丁目	金尾友一郎	一	同智頭町	梶永 英徳	一、二〇〇
同東町	山陰ガス工業有限会社	一八〇	同八上村曳田	中島 國雄	一、八〇〇
同角盤町二丁目一	田原 清	七五	同智頭町	草田美知子	一、九五〇
同西倉吉町	木村清太郎	三〇	同用ヶ瀬町	谷口 武雄	六六〇
同錦町三丁目	巴工業株式會社	六〇〇	同智頭町	山本 銀造	一、〇五〇
同加茂町二丁目	不橋美佐男	五四〇	同	諏訪娘酒造場	七二〇
同東町	保本本富男	三六〇	同	山田 茂	一、二〇〇
同博勞町四丁目	米子建築木工公 共職業輔導所長	一五〇	同	建部 正一	一三五
同久米町九八	カギサ食糧工業所	二七〇	同湖山村	森 繁治	六〇
八頭郡若櫻町	三島 辰治	六〇〇	東伯郡上井町	井戸垣百合子	二四〇
同	櫻村慶次郎	六〇〇	同八橋町	小綿 促子	九〇
同	三島喜代治	六〇〇	同倉吉町福吉町	今井清太郎	七二〇
同	仲野 六藏	五四〇	同銀治町	横山 近信	六四五
同賀茂村郡家	郡家土木出張所長 小谷早太郎	三、〇〇〇	同	矢田 義雄	六四五
			同越中町	戸崎 虎藏	四三五

鳥取縣公報 第九百六十三號 昭和二十三年十一月二十二日 第三種郵便物認可 一六

同宮川町	澤田 壽正	二五五	同福吉町東伯地区菓子工業協同組合	七、二〇〇	四八
同新町	米田 安藏	一三五	同堺町	牧原 朝久	一
同東中町	桑田 三郎	二五五	同福吉町	中山 善満	三〇〇
同魚町	林 謙一郎	三〇〇	同長瀬村	杉本 雪	二五五
同瀬崎町	後谷 繁次	六〇	同西郷村	深田 久典	五四〇
同西町	杉本 達治	二、六四〇	同上井町	縣蠶業試驗場 高田一夫	二、〇五五
同東中町	金本久太郎	六〇	同	振興工業伯耆工場松岡徳太郎	一六、〇〇五
同大正町	山田 攝智	五四〇	同浅津村	吉川 信吉	三、六〇〇
同住吉町	幸山 繁文	一八〇	同	澤 靜晴	一、三五〇
同西町	竹中 常藏	一八〇	同橋津村	岩本 留治	三六〇
同瀬崎町	藤田 孟	一、二六〇	同	宮崎常太郎	一〇五
同	羽合 巖夫	一、二二〇	同	井東 長彦	三〇
同東中町	倉都 國治	一、〇五〇	同矢送村関金	堀 覚藏	一五〇
同西中町	山田 健	一、二二〇	同下北條村	山田 定傳	六〇〇
同大正町	友生園 岡本正吉	九〇〇	同	河野 定見	一
同新町	戸嶋 貞平	四八〇	同由良町	戸杉郁三郎	一三五
同出口	松本電機工業所	三六〇	同浦安町金市	村瀬 福逸	三六〇
同明治町	廣戸 光治	一八〇	同	吉良 寛	一三五

鳥取縣公報 第九百六十三號 昭和二十三年十一月二十二日 第三種郵便物認可 一七

